

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	2006659	届出番号	(医情連) 第 号
-----------	---------	------	--------------

連絡先

担当者氏名：澤田 宗大
電話番号：080-4141-7272

(届出事項)

[在宅時医学総合管理料の注15（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。）及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算] の施設基準に係る届出

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和7年7月31日

保険医療機関の所在地
及び名称

愛知県豊橋市下地町字長池73
医療法人社団師友堂
みらいメディカルクリニック豊橋

開設者名 理事長 松本 昌和

東海北陸厚生局長 殿

- 備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
 3 届出書は、1通提出のこと。

在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 ICTを用いて情報共有をできる体制について

情報共有に使用するサービスの名称（主なもの）	MCS、チャットワーク、lineworks
------------------------	-----------------------

連携機関の名称	連携機関の種類	管理者の氏名	住所
copeあいち福祉サービス豊橋北	訪問看護	森 政広	豊橋市朝丘町132番地
リハトケア訪問看護ステーション	訪問看護	田澤 壮馬	豊橋市中岩田2丁目14-10 A-1号
豊橋市医師会訪問看護ステーション	訪問看護	杉浦 三佳世	豊橋市中原町字中原100-3 豊橋市医師会館内
ハピリス訪問看護ステーション	訪問看護	夏目 祥平	豊橋市新栄町大溝39番地 サンライズヒルカワイ店舗A
アクア豊橋訪問看護	訪問看護	寺田 光希	豊橋市芸口町2丁目20番地
医心館 訪問看護ステーション豊橋	訪問看護	鈴木 あゆみ	豊橋市牟呂町字南汐田1-3
アクア豊橋西浜訪問看護	訪問看護	若菜 かおる	豊橋市西浜町8-1

2 安全管理及び掲示に関する体制（該当するものに○をつけること。）

- (O) (1) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (O) (2) 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (O) (3) (2)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。
(掲載しているウェブサイトのURL : <https://mirai-mg.com/>)

〔記載上の注意〕

1 連携機関の種類については、保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者、市町村等の行政機関又は地域包括支援センター又はその他のいずれかを記載すること。

2 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、掲示しているホームページのURL等を記載すること。